

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)

平成九年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防利水課)

災害危険区域の指定(建築課)

告示

鳥取県告示第五百三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。八

平成九年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小木 嘉誉江	鳥薬 一〇三一	平成九年六月二十日
糸谷 幸子	鳥薬 一〇三三	平成九年六月二十四日
島田 美代	鳥薬 一〇三四	〃
池口 由香	鳥薬 一〇三五	平成九年七月一日
岩間 知子	鳥薬 一〇三六	平成九年七月四日

鳥取県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業北条西地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類**二 縦覧に供する期間**

平成九年八月四日から二十一日間

三 縦覧に供する場所
北条町役場

四 異議申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百四十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十二月十日 鳥取県指令都計三一一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字井原及び叶字八反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市叶三〇六

いなば商事株式会社
代表取締役 安住 康雄**鳥取県告示第五百四十二号****急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三****条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。****その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。**

平成九年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 名称

栗谷町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

鳥取市栗谷町二八地先道路敷

標 柱

一号

二号

三号

四号

五号

鳥取市栗谷町三〇
鳥取市栗谷町三一
鳥取市栗谷町八五
鳥取市栗谷町三三一一地先道路敷

二 1 名称

伏野第一地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

一号

二号

三号

四号

五号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一八九
鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一八八
鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一八八地先道路敷
鳥取市伏野字屋敷ノ二 一二六六一
鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一七八
鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一八一
鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一八四
鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一九〇

三 1 名称

夏ヶ谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

気高郡気高町大字下光元字親谷三三〇一

気高郡気高町大字下光元字親谷一〇九九一

氣高郡氣高町大字下光元字親谷一〇九九一

氣高郡氣高町大字下光元字親谷三三〇一

標 柱

一号

二号及び三号

四号及び五号

六号

四 1 名称

落岩地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を県道岩美八東線の東側境界線に沿つて結んだ線により囲まれた区域のうち森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により指定された保安林を除いた区域

土 地

標 柱

八頭郡郡家町大字落石字川原一六五八

八頭郡郡家町大字落石字川原一四七

八頭郡郡家町大字落石字林ノ谷四五

八頭郡郡家町大字落石字暮ノ谷六四六一

八頭郡郡家町大字落石字暮ノ谷一四四一

八頭郡郡家町大字落石字暮ノ谷一四四〇

八頭郡郡家町大字落石字暮ノ谷六三三一七

八頭郡郡家町大字落石字暮ノ谷六三八一二

八号 八号 八号 八号 八号 八号 八号 八号 八号
九号 九号 九号 九号 九号 九号 九号 九号 九号
七号 七号 七号 七号 七号 七号 七号 七号 七号
六号 六号 六号 六号 六号 六号 六号 六号 六号
五号 五号 五号 五号 五号 五号 五号 五号 五号
四号 四号 四号 四号 四号 四号 四号 四号 四号
三号 三号 三号 三号 三号 三号 三号 三号 三号
二号 二号 二号 二号 二号 二号 二号 二号 二号
一号 一号 一号 一号 一号 一号 一号 一号 一号

八頭郡郡家町大字落石字暮ノ谷口六三七一一	九号	八頭郡郡家町大字落石字暮ノ谷口二七一七	十号
八頭郡智頭町大字智頭字宮山二三八二	七号	八頭郡智頭町大字智頭字宮ノ前二三七	四号
八頭郡智頭町大字智頭字上ノ山一八五	八号	八頭郡智頭町大字智頭字上ノ山一九九	九号
八頭郡智頭町大字智頭字上ノ山一九九	九号	八頭郡智頭町大字智頭字宮山二三八五	三号、五号及び六号
西谷地区急傾斜地崩壊危険区域		栗尾谷地区急傾斜地崩壊危険区域	
2 区域		2 区域	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ 線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域		次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ 線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
土 地	標 柱	土 地	標 柱
八頭郡船岡町大字西谷字井出口二九四一二地先道路敷	一号	東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇一一二	一号
八頭郡船岡町大字西谷字山鼻五六八一八	二号	東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇一一一	二号
八頭郡船岡町大字西谷字ツエケ元五六八一五	三号	東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二二六一	三号
八頭郡船岡町大字西谷字ツエケ元五六七〇一一	四号	東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二二三一一	四号
八頭郡船岡町大字西谷字野々上五七三	五号	東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二二三一二	五号
八頭郡船岡町大字西谷字堂カ市二四七一一	六号	東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二二三一	六号
八頭郡船岡町大字西谷字堂カ市二四一一一地先道路敷	七号	東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二二三一	七号
八頭郡船岡町大字西谷字堂カ市二四七一一	八号	東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二二六一	八号
八頭郡船岡町大字西谷字井出口二九三一一	九号	東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇二	九号
六 1 名称		六 1 名称	
下町地区急傾斜地崩壊危険区域		南谷第二地区急傾斜地崩壊危険区域	
2 区域		2 区域	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ 線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域		次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ 線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
土 地	標 柱	土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二〇九一一	一号	東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇一一二	八号
八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二二一三	二号	東伯郡三朝町大字大瀬字城ノ内六六二一一二	九号
八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二二一三	三号	東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇六	七号
八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二二一三	四号	東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇六	八号
八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二二一三	五号	東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇六	九号
八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二二一三	六号	東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇六	七号
八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二二一三	七号	東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇六	八号
八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二二一三	八号	東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇六	九号
八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二二一三	九号	東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇六	七号

<p>一 土 地</p> <p>鳥取市栗谷町三二 鳥取市栗谷町八五 鳥取市栗谷町三三一一地先道路敷</p> <p>二 標 柱</p> <p>三号 四号 五号</p> <p>二 地區</p> <p>伏野第二地区災害危険区域</p> <p>三 標 柱</p> <p>三号 四号 五号</p>
<p>東伯郡羽合町大字南谷字ナル三九七</p> <p>東伯郡羽合町大字南谷字ナル四〇三</p> <p>東伯郡羽合町大字南谷字ナル四一七一</p> <p>東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五九</p> <p>東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五五</p> <p>東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五四</p> <p>東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五三五</p> <p>東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五一</p> <p>東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四二四</p> <p>十一号</p> <p>十二号</p> <p>十三号</p> <p>十四号</p> <p>十五号</p> <p>十六号</p> <p>十七号</p> <p>十八号</p> <p>十九号</p> <p>二十号</p> <p>二十一号</p> <p>二十二号</p> <p>二十三号</p> <p>二十四号</p>
<p>鳥取県告示第五百四十三号</p> <p>鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十一月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成九年八月一日</p>
<p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
<p>一 土 地</p> <p>栗谷町地区災害危険区域</p> <p>二 標 柱</p> <p>一号</p> <p>二号</p> <p>三号</p> <p>四号</p> <p>五号</p> <p>六号</p> <p>七号</p> <p>八号</p> <p>九号</p>
<p>一 土 地</p> <p>夏ヶ谷地区災害危険区域</p> <p>二 標 柱</p> <p>一号</p> <p>二号</p> <p>三号</p> <p>四号</p> <p>五号</p> <p>六号</p> <p>七号</p> <p>八号</p> <p>九号</p>
<p>一 土 地</p> <p>栗谷町二八地先道路敷</p> <p>二 標 柱</p> <p>一号</p> <p>二号</p>
<p>一 土 地</p> <p>氣高郡氣高町大字下光元字親谷三三〇一 氣高郡氣高町大字下光元字親谷一〇九九一一</p> <p>二 標 柱</p> <p>一号</p> <p>二号及び三号</p>

気高郡気高町大字下光元字親谷一〇九九一一

四号及び五号

気高郡気高町大字下光元字親谷三三〇一二

六号

土地

標柱

八頭郡船岡町大字西谷字井出口二九四一二地先道路敷

一号

八頭郡船岡町大字西谷字山鼻五六八一八

二号

八頭郡船岡町大字西谷字ツエケ元五六八一五

三号

八頭郡船岡町大字西谷字野々上五七三

四号

八頭郡船岡町大字西谷字井出口二九三一二

五号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

六号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

七号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

八号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

九号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

一〇号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

一一号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

一二号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

一三号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

一四号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

一五号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

一六号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

一七号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

一八号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

一九号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二〇号

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二一號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二二號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二三號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二四號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二五號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二六號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二七號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二八號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二九號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二一號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二二號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二三號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二四號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二五號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二六號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二七號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二八號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二九號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二一號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二二號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二三號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二四號

八頭郡船岡町大字西谷字堂力市二四七一

二五號

四 1 名称

落岩地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

の規定により指定された保安林を除いた区域

土 地 標 柱

八頭郡郡家町大字落岩字川原一六五一八

一号

八頭郡郡家町大字落岩字川原一四七

二号

八頭郡郡家町大字落岩字林ノ谷四五

三号

八頭郡郡家町大字落岩字林ノ谷六四六一

四号

八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷六三七八一

五号

八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷一四〇

六号

八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷六三三一七

七号

八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷六三八一二

八号

八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷六三七一七

九号

八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷口二七一七

一〇号

五 1 名称

西谷地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

七 1 名称

栗尾谷地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇二一	一號
東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇二一	二號
東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二二三一二	三號
東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二二六一	四號
東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇二	五號
東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇六	六號
東伯郡三朝町大字大瀬字城ノ内六六二一一	七號
東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇一一	八號
東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇一一	九號

八 1 名称

南谷第一地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

東伯郡羽合町大字南谷字ナル三九七	一號
東伯郡羽合町大字南谷字ナル四〇三	二號
東伯郡羽合町大字南谷字ナル四一七一	三號及び四號
東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五九	五號から七號まで
東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五五	八號
東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五四	九號
東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五五	十號

東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五五
十一号

東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五四
十二号